

秋 田 市 公 報

あきた

第1206号

令和7年05月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第23号）	4
秋田市財務規則の一部を改正する規則	財政課（第24号）	5
秋田市行政組織規則の一部を改正する規則	人事課（第25号）	6

教委規則

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則	教育委員会総務課（第2号）	7
-------------------------	---------------	---

訓令

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令	人事課（第3号）	8
---------------------	----------	---

上下水道局訓令

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令	上下水道局総務課（第2号）	9
--------------------------	---------------	---

告示

令和7年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について	資産税課（第121号）	12
指定納付受託者の指定について	市民課（第122号）	13
空きびん・空き缶等の単価契約・引渡し事務の委託について	環境総務課（第123号）	14
一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について	環境総務課（第124号）	15
指定納付受託者の指定について	観光振興課（第125号）	16
出納員および現金取扱員の委任等について	会計課（第126号）	17

認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第127号）	22
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第128号）	23
指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設および指定介護予防サービス事業者の指定について	介護保険課（第129号）	25
指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止について	介護保険課（第130号）	26
差押調書（謄本）および配当計算書の公示送達について	納税課（第131号）	28
差押調書（謄本）および配当計算書の公示送達について	納税課（第132号）	29
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室（第133号）	30
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和6年 賦課年度令和6年）の公示送達について	国保年金課（第134号）	31
令和6年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について	後期高齢医療課（第135号）	32
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について	保護第一課（第136号）	33
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について	障がい福祉課（第137号）	35
差押調書（謄本）および配当計算書の公示送達について	納税課（第138号）	36
令和6年度第8期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課（第139号）	37
指定地域密着型サービス事業者の指定について	介護保険課（第140号）	38
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納事務の委託について	環境都市推進課（第141号）	39
指定納付受託者の告示事項の変更について	人口減少・移住定住対策課（第142号）	40
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、廃止および変更について	保護第一課（第143号）	41
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第144号）	43
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について	障がい福祉課（第145号）	44
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について	障がい福祉課（第146号）	45
指定公金事務取扱者の変更について	環境都市推進課（第147号）	46
秋田市議会臨時会の招集について	総務課（第148号）	47
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第149号）	48
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第150号）	49
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第151号）	50
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第152号）	51

教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第7号）	52
教育委員会臨時会の招集について	教育委員会総務課（第8号）	53

選管告示

令和7年4月6日執行の秋田市長選挙の当選者の住所および氏名について	選挙管理委員会事務局（第33号）	54
-----------------------------------	------------------	----

農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第4号）	55
----------------	---------------	----

監査委告示

包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について	監査委員事務局（第1号）	56
--	--------------	----

上下水道局告示

指定給水装置工事事業者の指定の更新について	上下水道局給排水課（第9号）	57
指定給水装置工事事業者の指定について	上下水道局給排水課（第10号）	58
秋田市上下水道事業に係る公金の収納事務の委託について	上下水道局総務課（第11号）	59

消防本部告示

指定催しの指定について	消防本部予防課（第1号）	60
指定催しの指定について	消防本部予防課（第2号）	61
指定催しの指定について	消防本部予防課（第3号）	62

公告

市有財産の売払いについて	道路維持課	63
市有財産の売払いについて	財産管理活用課	68
土地改良法による頭首工管理規程の認可について	農地森林整備課	72
土地改良法による頭首工管理規程の認可について	農地森林整備課	78
農用地利用集積等促進計画の認可について	農業農村振興課	81

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第23号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する
規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和36年秋田市規則
第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表第1号中「80万円」を「150万円」に改め、同表第2
号中「40万円」を「80万円」に改め、同表第3号中「50万円」を「100万
円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第24号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成 9 年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第120条第 1 号中「130万円」を「200万円」に改め、同条第 2 号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第 3 号中「40万円」を「80万円」に改め、同条第 4 号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第 6 号中「50万円」を「100万円」に改める。

第121条第 1 項第 2 号中「5 万円」を「10万円」に改める。

第126条第 1 号中「50万円」を「100万円」に改める。

第136条第 3 項第 2 号および第137条第 1 項第 1 号中「130万円」を「200万円」に改める。

第143条ただし書中「50万円」を「100万円」に改める。

別表第 1 需用費の項および備品購入費の項中「80万円」を「150万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 21 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第25号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 節の 2 子ども未来部の所属機関（第34条の 5 ～第34条の 9）」を「第 3 節の 2 子ども未来部の所属機関（第34条の 5 ～第34条の 9）」を第 3 節の 3 環境部の所属機関（第34条の10）に改める。

第 4 章第 3 節の 2 の次に次の 1 節を加える。

第 3 節の 3 環境部の所属機関

（ごみ処理施設建設準備室）

第34条の10 一般廃棄物処理施設の建設およびごみの広域処理に関する事務を処理するため、ごみ処理施設建設準備室を設置する。

2 前項のごみ処理施設建設準備室は、環境部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物処理施設の建設に関すること。
- (2) ごみの広域処理に係る企画および調整に関すること。
- (3) ごみの広域処理に係る基本計画に関すること。

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委規則第 2 号

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立小、中学校管理規則（昭和32年秋田市教育委員会規則第 2 号）
の一部を次のように改正する。

第15条第 3 項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市訓令第 3 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第10条総務部長専決事項の項第 3 号中「80万円」を「150万円」に改め、同項第 4 号および第 5 号中「130万円」を「200万円」に改め、同項第 6 号中「50万円」を「100万円」に改める。

第11条契約課長専決事項の項第 1 号および第 2 号中「80万円」を「150万円」に改め、同項第 3 号および第 4 号中「130万円」を「200万円」に改め、同項第 5 号中「50万円」を「100万円」に改める。

別表第 2 の 2 の表第 2 号中「80万円」を「150万円」に改め、同表第 3 号および第 4 号中「130万円」を「200万円」に改め、同表第 5 号中「50万円」を「100万円」に改め、同表第 6 号中「40万円」を「80万円」に改め、同表第 7 号中「50万円」を「100万円」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

秋田市上下水道局訓令第2号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局事務決裁規程（昭和37年秋田市水道ガス局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2および3の表を次のように改める。

2 契約方法および業者選定に関する専決区分

専決事項	決裁権者		
	局長	総務課長	課長（共通）
(1) 物品の購入（単価契約を除く。）および修繕に関する契約	予定価格が100万円を超えるもの		予定価格が100万円以下
(2) 物品の購入に関する単価契約	予定価格が100万円を超えるもの	予定価格が100万円以下	
(3) 工事請負に関する契約	予定価格が3,000万円未満	予定価格が200万円以下	
(4) 測量、設計およびこれらに準ずる業務の委託に関する契約	予定価格が1,000万円未満	予定価格が100万円以下	

(5) 物品の賃借に関する契約	予定価格（年額換算）が80万円を超えるもの		予定価格（年額換算）が80万円以下
(6) 前各号に掲げる契約以外の契約	予定価格が100万円を超えるもの		予定価格が100万円以下

備考

- 1 総務課長は、契約事務を主管する担当課長が置かれたときは、当該担当課長のことをいう。
- 2 局長が専決するときは、別に定める業者選定のための審議部会の合議を経なければならない。
- 3 契約締結に関する専決区分

専決事項	決裁権者		
	局長	総務課長	課長（共通）
(1) 物品の購入（単価契約を除く。）および修繕に関する契約		予定価格が100万円を超えるもの	予定価格が100万円以下
(2) 物品の購入に関する単価契約		○	
(3) 工事請負に関する契約		○	
(4) 測量、設計およびこれらに準ずる業務の委託に関する契約		○	
(5) 物品の賃借に関する契約		予定価格（年額換算）が80万円を超えるもの	予定価格（年額換算）が80万円以下

(6) 前各号に掲げる契約以外の契約		予定価格が100万円を超えるもの	予定価格が100万円以下
--------------------	--	------------------	--------------

備考 総務課長は、契約事務を主管する担当課長が置かれたときは、当該担当課長のことをいう。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

秋田市告示第121号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、同法第410条第1項の規定によって決定した令和7年度固定資産の価格等のすべてを固定資産課税台帳に登録したので、同法第411条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

秋田市長 穂 積 志

1 指定納付受託者の名称および所在地

(1) 株式会社秋田国際カード

秋田市大町一丁目3番8号

(2) 株式会社秋田ジェーシービーカード

秋田市大町二丁目4番44号

(3) 三井住友カード株式会社

東京都江東区豊洲二丁目2番31号 S M B C 豊洲ビル

(4) 株式会社ジェーシービー

東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア

2 指定納付受託者に納付させる歳入

別紙（省略）のとおり

3 指定納付受託者を指定した年月日

令和7年4月1日

秋田市告示第123号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、空きびん・空き缶等の単価契約・引渡し事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1

公益財団法人秋田市総合振興公社

理事長 根 田 隆 夫

2 委託の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第124号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理手数料の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1

公益財団法人秋田市総合振興公社

理事長 根 田 隆 夫

2 委託の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

秋田市長 穂 積 志

1 指定納付受託者の名称および所在地

(1) 株式会社秋田国際カード

秋田市大町一丁目3番8号

(2) 株式会社秋田ジェーシービーカード

秋田市大町二丁目4番44号

(3) 三井住友カード株式会社

東京都江東区豊洲二丁目2番31号 S M B C 豊洲ビル

(4) 株式会社ジェーシービー

東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア

2 指定納付受託者に納付させる歳入

別紙（省略）のとおり

3 指定納付受託者を指定した年月日

令和7年4月1日

秋田市告示第126号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和7年4月1日

秋田市長 穂 積 志

課所室名	委任事務
文書法制課	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務ならびに情報公開・個人情報保護および特定歴史公文書等の利用に関する費用の徴収についての事務
財産管理活用課	財産管理活用課において取り扱う財産売払い収入および財産貸付収入金の収納に関する事務。市庁舎の公衆電話使用料の収納に関する事務。市庁舎内において拾得した金銭に係る返還金の収納に関する事務
市民税課	市民税課および資産税課で取り扱う諸証明書交付手数料および納税証明書交付手数料の収納に関する事務。市民税課で取り扱う標識弁償金の収納に関する事務。市民税課および資産税課で取り扱う釣銭の出納保管に関する事務。入札保証金および契約保証金の出納に関する事務。市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。調整給付金等の支給に関する事務
資産税課	資産税課で取り扱う諸証明書交付手数料および納税証明書交付手数料の収納に関する事務
納税課	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
特別滞納整理課	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税、公課およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
地籍調査室	都市再生街区公共基準点謄本交付手数料の収納に関する事務
文化振興課	有価証券の出納保管に関する事務
スポーツ振興課	市立体育館、市営運動場および附属地の使用料ならびに公衆電話使用料の収納に関する事務
大森山動物園	大森山動物園の入園料、図録頒布収入、餌やり体験収入および寄附金の収納に関する事務。入札保証金および契約保証金に関する事務。
秋田城跡歴史資料館	秋田城跡歴史資料館の観覧料の収納に関する事務および釣銭の出納保管に関する事務
千秋美術館	美術館観覧料および図録頒布収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
赤れんが郷土館	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入、資料頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
民俗芸能伝承館	民俗芸能伝承館観覧料、使用料、旧金子家住宅使用料および資料頒布収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
佐竹史料館	佐竹史料館、久保田城御隅櫓、旧黒澤家住宅および如斯亭庭園の観覧料の収納に関する事務。図録頒布等収入および望遠鏡利用収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
生活総務課	地縁による団体の証明手数料の収納に関する事務。市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。斎場公衆電話使用料の収納に関する事務。斎場におけるさい銭の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
市民課	市民課所管に係る証明手数料、前納に係る斎場使用料および郵便請求による金券の収納に関する事務ならびに釣銭の出納保管に関する事務
国保年金課	国民健康保険税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務
後期高齢医療課	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務
西部市民サービスセンター	税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。総務使用料の収納に関する事務

課所室名	委任事務
新屋ガラス工房	新屋ガラス工房使用料、ガラス作品等売払収入、作品売払分配金、制作体験料収入および光熱水費等利用収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
北部市民サービスセンター	北部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
河辺市民サービスセンター	河辺市民サービスセンターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
岩見三内連絡所	岩見三内連絡所において取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
雄和市民サービスセンター	雄和市民サービスセンターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
南部市民サービスセンター	南部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
東部市民サービスセンター	東部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務使用料、交付手数料および諸収入の収納に関する事務
中央市民サービスセンター	中央市民サービスセンターにおいて取り扱う総務使用料、複写機使用料等の収納および釣銭の出納保管に関する事務
市民相談センター	計量検査手数料の収納に関する事務
駅東サービスセンター	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
大正寺連絡所	大正寺連絡所において取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
福祉総務課	老人福祉センターおよび河辺総合福祉交流センターの公衆電話利用料の収納に関する事務。給付金等の支給に関する事務
障がい福祉課	福祉医療費の第三者行為、不当利得、不正利得および高額療養費の収納に関する事務
長寿福祉課	高齢者住宅整備資金貸付元利金および老人保護費負担金に関する事務
保護第一課	有価証券の出納保管に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務
保護第二課	有価証券の出納保管に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務
介護保険課	介護保険料および滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
保健予防課	入札保証金および契約保証金の出納に関する事務
健康管理課	入札保証金および契約保証金の収納に関する事務
衛生検査課	抑留犬の返還に関する費用および抑留犬の飼養管理費の徴収に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。秋田市保健所取扱手数料の徴収事務。入札保証金の収納に関する事務
食肉衛生検査所	食肉衛生検査所で取り扱う手数料の収納および釣銭の出納保管に関する事務
子ども育成課	保育料および滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。各保育所の保育料および電話使用料の収納に関する事務

課所室名	委任事務
子ども福祉課	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金、母子父子寡婦福祉資金貸付元利金、母子父子寡婦福祉資金貸付金返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金違約金、助産施設保護費負担金、母子生活支援施設保護費負担金、児童手当の返還金、児童扶養手当の返還金および医療給付費返還金の収納に関する事務。児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
環境総務課	事業系ごみ処理手数料、家庭ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務ならびに入札保証金および契約保証金に関する事務
環境都市推進課	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務
総合環境センター	総合環境センター所管施設内において拾得した金銭の収納に関する事務
産業企画課	産業企画課における諸証明手数料の収納に関する事務。農林水産施設および園芸振興センター内の6次産業化加工研修室の使用料の収納に関する事務。入札保証金および契約保証金に関する事務
農業農村振興課	農業農村振興課における諸証明手数料の収納に関する事務
市場管理室	秋田市公設地方卸売市場の使用料等の収納に関する事務
園芸振興センター	直売イベントにおける生産物の売払収入の収納および釣銭の出納保管に関する事務
建設総務課	入札保証金の収納に関する事務
公園課	公園地使用料および千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リゾート公園における公衆電話使用料の収納に関する事務。寄附金（千秋公園さくらファンド）の収納に関する事務。秋操近隣公園テニスコート使用料の収納に関する事務
都市総務課	都市整備部に係る諸証明手数料（住宅政策課を除く。）および入札保証金の収納に関する事務。土地売払収入の徴収に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
都市計画課	都市計画図等売払収入に関する事務。屋外広告物等申請手数料、屋外広告業登録申請手数料、開発許可等申請手数料および盛土規制法許可申請手数料の収納に関する事務
建築指導課	建築確認申請手数料等の収納に関する事務
住宅政策課	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料および諸証明手数料の収納に関する事務
会計課	有価証券および名目不明金の出納保管に関する事務
教育委員会総務課	公衆電話使用料の収納に関する事務
学事課	学校給食費、入札保証金、就学援助費等返納金および学校保健安全事業に係る返納金の収納に関する事務
学校教育課	有価証券の出納保管に関する事務
生涯学習室	入札保証金の収納に関する事務
太平山自然学習センター	太平山自然学習センター使用料および電話利用収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
中央図書館明徳館	中央図書館明徳館の公衆電話利用料、マイクロフィルム複写代金および複写機利用料の収納に関する事務。館内において拾得した金銭に係る返還金の収納に関する事務
土崎図書館	土崎図書館の複写機利用料および館内において拾得した金銭に係る返還金の収納に関する事務

課所室名	委任事務
新屋図書館	新屋図書館の公衆電話使用料および複写機利用代金の収納に関する事務
秋田商業高等学校	秋田市立秋田商業高等学校の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務
御所野学院高等学校	秋田市立御所野学院高等学校の授業料、入学検定料および入学金の収納ならびに公衆電話使用料の収納に関する事務
美術大学附属高等学院	秋田公立美術大学附属高等学院の授業料、入学検定料、入学金および校舎使用料の収納に関する事務。入札保証金および契約保証金の収納に関する事務
農業委員会事務局	農業手数料および諸証明手数料の収納に関する事務

秋田市告示第127号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、
告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年4月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
寺沢自治会
- 2 認可年月日
平成19年5月10日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 斎 藤 透
秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地32
変更後 鈴 木 嘉司憲
秋田市雄和芝野新田字寺沢33番地
- 4 変更年月日
令和7年3月9日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第128号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）
第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、
保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和7年4月3日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和7年3月1日から同月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和7年4月3日から同年10月3日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888－5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834－6497

秋田市告示第129号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第86条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第93条および第115条の10の規定により告示する。

令和7年4月4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社ツクイ	ツクイ秋田 訪問看護ス テーション	秋田市中通四丁 目1番2号 秋 田スクエアビル 3F-A号室	令和7年4月1日	訪問看護、 介護予防訪 問看護
社会福祉法 人秋田中央 福祉会	特別養護老 人ホームあ きた中央	秋田市外旭川字 三千刈114番地 1	令和7年4月1日	介護老人福 祉施設
社会福祉法 人幸泉会	特別養護老 人ホームや まゆり	秋田市飯島川端 一丁目2番5号	令和7年4月1日	介護老人福 祉施設

秋田市告示第130号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第115条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第78条の11、第115条の10および第115条の20の規定により告示する。

令和7年4月4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人幸泉 会	ショートス テイやまゆ り	秋田市飯島川端 一丁目2番5号	令和7年3月31日	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護
株式会社 ニチイ学 館	ニチイケア センター御 所野	秋田市御所野元 町三丁目3番3 号	令和7年3月31日	通所介護
社会福祉 法人秋田 市社会福 祉協議会	秋田市社協 ホームヘル パー事業所	秋田市八橋南一 丁目8番2号	令和7年3月31日	訪問介護

医療法人 久幸会	りんどうの 家	秋田市手形字山 崎164番地2	令和7年3月31日	認知症対応 型共同生活 介護、介護 予防認知症 対応型共同 生活介護
株式会社 総合医療 福祉サー ビス	ケアセンタ ー港北	秋田市土崎港北 七丁目1番17号	令和7年3月31日	認知症対応 型通所介 護、介護予 防認知症対 応型通所介 護

秋田市告示第131号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年4月4日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

住所 秋田市土崎港西二丁目12番48号

ビレッジハウス土崎1-102号

氏名 亡 尾形隆相続財産

2 送達する書類

差押調書（謄本） 1 通

配当計算書 1 通

秋田市告示第132号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年4月7日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

住所 秋田市河辺神内字妙見33番地1

氏名 関 原 竜 馬

2 送達する書類

差押調書（謄本） 1 通

配当計算書 1 通

秋田市告示第133号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったもので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年4月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第134号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったのを、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年4月9日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和6年 賦課年度令和6年）

秋田市告示第135号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年4月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和6年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第136号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年4月9日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
訪問看護事業所エール秋田	秋田市高陽青柳町3番40号 タウニィ高陽201号室	令和7年2月1日
とおる歯科医院	秋田市外旭川字八幡田210番地	令和7年2月1日
西岡メディカル薬局秋田・寺内店	秋田市寺内堂ノ沢三丁目6番5号	令和7年3月1日
西岡メディカル薬局秋田河辺店	秋田市河辺北野田高屋字上前田表73番地4	令和7年3月1日

2 廃止

事業所名称	廃止年月日
小川歯科医院	令和7年2月28日
とおる歯科医院	令和7年1月31日
ななかまど歯科医院	令和7年2月28日

西岡メディカル薬局秋田店	令和7年2月28日
西岡メディカル薬局秋田・ 寺内店	令和7年2月28日
西岡メディカル薬局秋田河 辺店	令和7年2月28日

秋田市告示第137号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年4月10日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
202	池 田 薬 局 ほのぼの店	秋田市広面字蓮沼87番地1 ツインクリニックビル1階	株式会社池田薬局 代表取締役 池 田 壮 亮	令和7年 3月31日

秋田市告示第138号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったもので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年4月11日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

(1) 住所 韓国

氏名 CHEONG HYUK JUN

(2) 住所 中国

氏名 鳥 潟 千絵子

(3) 住所 中国

氏名 鳥 潟 磨 人

(4) 住所 秋田県大館市字新町11番地

名称 根田商事株式会社

(5) 住所 秋田市新屋町字新町後262番地 5

氏名 亡 岸英樹相続財産

2 送達する書類

差押調書（謄本） 5 通

配当計算書 5 通

秋田市告示第139号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年4月14日

秋田市長 沼 谷 純

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

令和6年度第8期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第140号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和7年4月17日

秋田市長 沼谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社シンワ	デイサービス拓稜	秋田市土崎港南 二丁目4番40号	令和7年4月15 日	地域密着型 通所介護

秋田市告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月17日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 受託者の名称および住所ならびに指定ごみ袋取扱店
長谷部 琴 子
秋田市下北手松崎字家ノ前21番地10
セブンイレブン 秋田新屋扇町店
- 2 指定公金事務取扱者に指定した日
令和7年4月10日
- 3 期間
令和7年4月11日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定した指定納付受託者から、同条第3項の規定による届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和7年4月21日

秋田市長 沼 谷 純

1 変更があった指定納付受託者の名称

株式会社 J R 東日本ネットステーション

2 指定納付を委託した年月日

令和7年4月1日

3 指定納付を委託した歳入

秋田市ふるさと応援寄附金

4 変更があった事項

指定納付受託者の所在地

変更前 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 アグリスクエア新宿4階

変更後 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号 S O U T H G A T
E 新宿9階

5 変更年月日

令和7年4月21日

6 変更理由

本社移転による。

秋田市告示第143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および変更したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年4月23日

秋田市長 沼 谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
特別養護老人ホームあきた中央	秋田市外旭川字三千刈114番地1	令和7年4月1日
ツクイ秋田訪問看護ステーション	秋田市中通四丁目1番2号 秋田スクエアビル3F-A号室	令和7年4月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
ニチイケアセンター御所野	秋田市御所野元町三丁目3番3号	令和7年3月31日
ケアセンター港北	秋田市土崎港北七丁目1番17号	令和7年3月31日
訪問介護事業所晴ればれ	秋田市千秋北の丸4番16号	令和7年3月14日
秋田市社協ホームヘルパー事業所	秋田市八橋南一丁目8番2号	令和7年3月31日

りんどうの家	秋田市手形字山崎164番地 2	令和 7 年 3 月 31 日
池田薬局 ほのぼの店	秋田市広面字蓮沼87番地 1 ツイ ンクリニックビル 1 F	令和 7 年 4 月 1 日

3 変更

事業所名称	所 在 地		変更年月日
きらら訪問介護事業所竿燈 通り	旧	秋田市大町二丁目 5 番 1 号 きららアーバンパレス 1 F	令和 6 年 10 月 1 日
	新	秋田市大町一丁目 5 番 9 号 朝日プラザ秋田中央102号室	
きらら福祉用具事業所竿燈 通り	旧	秋田市大町二丁目 5 番 1 号 きららアーバンパレス 1 F	令和 6 年 10 月 1 日
	新	秋田市大町一丁目 5 番 9 号 朝日プラザ秋田中央102号室	

秋田市告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、
告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年4月24日

秋田市長 沼 谷 純

1 変更があった認可地縁団体の名称

秋田市広面東町町内会

2 認可年月日

平成9年12月2日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名および住所

変更前 工 藤 学

秋田市広面字樋ノ下24番地1

変更後 寺 内 崇 浩

秋田市広面字樋ノ下9番地9

4 変更年月日

令和7年3月22日

5 変更の理由

役員改選による。

秋田市告示第145号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年4月24日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
283	マリーン マルナカ薬 局	秋田市中通二丁目 1番36号 マグナ スビル1階	株式会社マーレ薬品 代表取締役 吾 郷 雅 昭	令和7年 4月1日

秋田市告示第146号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年4月25日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：訪問看護

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年月日
27	ごてんまり青い 鳥訪問看護ステ ーション	秋田市仁井田新田二丁目 2番23号 フェリーチェ にいだ102	合同会社Good Day 代表社員 鈴 木 亜沙美	令和7年 5月1日

秋田市告示第147号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和7年4月25日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 受託者の名称および住所
株式会社秋田ト一屋 代表取締役 挽 野 江 司
秋田市南通築地15番36号
- 2 歳入の名称
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料
- 3 変更事項
代表者名を挽野泰次から挽野江司へ変更
- 4 届出日
令和7年4月23日

令和7年5月9日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。

令和7年4月30日

秋田市長 沼 谷 純

付議事件

- 1 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
- 2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件
- 3 秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 4 秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 5 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 6 秋田市教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 7 秋田市公平委員会委員の選任について同意を求める件
- 8 秋田市監査委員の選任について同意を求める件
- 9 秋田市監査委員の選任について同意を求める件

秋田市告示第149号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、
告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年4月30日

秋田市長 沼 谷 純

1 変更があった認可地縁団体の名称

晃ヶ丘町内会

2 認可年月日

平成10年4月17日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名および住所

変更前 佐 藤 茂 仁

秋田市下新城野字街道端西89番地242

変更後 小 野 金 栄

秋田市下新城野字街道端西89番地200

4 変更年月日

令和7年3月23日

5 変更の理由

役員改選による。

秋田市告示第150号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、
告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年4月30日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
中野上町内会
- 2 認可年月日
平成22年9月9日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 鎌 田 隆
秋田市下新城野字琵琶沼255番地1
変更後 鎌 田 重 孝
秋田市下新城野字街道端西30番地
- 4 変更年月日
令和7年4月5日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第151号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、
告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年4月30日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
丸木橋町内会
- 2 認可年月日
平成14年11月13日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 渡 部 義 光
秋田市山内字丸木橋177番地
変更後 千 葉 多佳男
秋田市山内字丸木橋94番地
- 4 変更年月日
令和7年4月20日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第152号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、
告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年4月30日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
大住町内会
- 2 認可年月日
平成8年6月26日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 伊 藤 富 雄
秋田市大住四丁目8番10号
変更後 遠 藤 隆
秋田市大住四丁目7番1号
- 4 変更年月日
令和7年4月13日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市教委告示第 7 号

令和 7 年 4 月 4 日午後 3 時30分秋田市役所 5 階 5 - A 会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和 7 年 4 月 3 日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件

- 1 令和 7 年度秋田市の教育について
- 2 職員の人事について承認を求める件
- 3 秋田市立小、中学校管理規則の一部改正について承認を求める件

秋田市教委告示第 8 号

令和 7 年 4 月 22 日 午後 2 時 秋田市役所 5 階 5－A 会議室に教育委員会臨時会を招集する。

令和 7 年 4 月 21 日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件

秋田市教育委員会人事異動に関する件

秋市選管告示第33号

令和7年4月6日執行の秋田市長選挙において当選した者の住所および氏名は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により告示する。

令和7年4月7日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

住所 秋田市横森四丁目6番43号

氏名 沼 谷 純

秋田市農委告示第4号

令和7年4月18日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和7年4月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
- 3 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 4 令和7年度最適化活動の目標の設定等に関する件
- 5 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件

秋田市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、
包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該
監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
を次のとおり告示する。

令和7年4月30日

秋田市監査委員 鶴 田 嘉 裕

秋田市監査委員 高 井 宏 司

秋田市監査委員 安 井 誠 悦

秋田市監査委員 三 浦 清

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所

高 橋 和 典

山形県山形市城西町五丁目12番32号

櫻 井 康 博

宮城県仙台市泉区上谷刈一丁目2番30-401号

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和7年5月7日から令和8年3月31日まで

秋田市上下水道局告示第9号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項で準用する同法第25条の3第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の更新を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和7年4月4日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定の有効期限
マルシゲ設備	鈴木 茂 樹	秋田市新屋田尻沢 中町14番11号	令和12年4月13日
小野設備	小 野 博 樹	秋田市外旭川字鳥 谷場147番地1	令和12年4月21日

秋田市上下水道局告示第10号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和7年4月7日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定年月日
株式会社タカギ	高 城 いづみ	福岡県北九州市小倉南区堀越413	令和7年3月31日
S - g l o b e	高 橋 洋 文	仙北郡美郷町本堂城回字本堂町89番地	令和7年3月31日

秋田市上下水道局告示第11号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、秋田市上下水道事業に係る公金の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和7年4月10日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 収納事務を委託した者の住所および氏名

岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地

株式会社電算システム

代表取締役 高 橋 譲 太

2 委託した公金の収納事務の範囲

水道料金、小規模水道水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、個別排水処理施設使用料および特定地域生活排水処理施設使用料のコンビニエンスストアおよび電子決済による収納事務

3 受託者が提携するコンビニエンスストア本部および電子決済システム提供事業者

株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、山崎製パン株式会社、ミニストップ株式会社、株式会社ポプラ、株式会社セイコーマート、株式会社しんきん情報サービス、ビリングシステム株式会社、LINE Pay株式会社、PayPay株式会社、楽天銀行株式会社、株式会社ゆうちょ銀行（銀行Pay代表幹事行）、KDDI株式会社、株式会社みずほ銀行、株式会社NTTドコモおよび楽天ペイメント株式会社

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市消防本部告示第 1 号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 16 日

秋田市消防長 堀 井 正 人

記

催しの開催場所	本町通り、中央通りおよび土崎神明社周辺
催しの名称	土崎港曳山まつり
催しの開催期間	令和 7 年 7 月 20 日（日）および同月 21 日（月）

秋田市消防本部告示第 2 号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 16 日

秋田市消防長 堀 井 正 人

記

催しの開催場所	竿燈大通り周辺、秋田市役所市民の広場、産業会館跡地
催しの名称	秋田竿燈まつり
催しの開催期間	令和 7 年 8 月 2 日（土） 前夜祭 令和 7 年 8 月 3 日（日）から同月 6 日（水）まで

秋田市消防本部告示第 3 号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 16 日

秋田市消防長 堀 井 正 人

記

催しの開催場所	雄物川河川敷 （秋田大橋から J R 羽越本線鉄橋まで）
催しの名称	第38回秋田市夏まつり雄物川花火大会
催しの開催期間	令和 7 年 8 月 11 日（月） ※ 延期した場合は、延期した日とする。

秋田市公告

市有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

令和7年4月14日

秋田市長 沼谷 純

1 入札に付する事項

以下の物件を個別に入札に付し売り払う。詳細については、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下、「売却システム」という。）による。

区分番号	物 品 名	※予定価格 (円)	入札保証金 (円)
物件1	除雪グレーダ 4.0m級 1台	200,000	20,000
物件2	ロータリ除雪自動車 幅2.6m 1台	150,000	15,000

※ 予定価格とは、あらかじめ秋田市が定めた最低売却価格をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下のいずれかに該当する場合は、一般競争入札に参加できないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号に該当すると認められる者
- (2) 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当すると認められる者。また、法人にあつては、役員等（法人の役員又はその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当すると認められる者
- (3) 秋田市建設部道路維持課が定める「秋田市建設部道路維持課公有財産売却ガイドライン」およびK S I 官公庁オークションに関連する規

約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者

(4) 公有財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない者

(5) 日本語を完全に理解できない者

(6) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない者

(7) 18歳未満の者

3 一般競争入札の参加申込みに関する事項

(1) 参加仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、売却システムの売却物件詳細画面から、住民登録などされている住所および氏名（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称および代表者氏名）を参加者情報として登録し、参加仮申込みを行うこと。仮申込期間は、令和7年4月14日（月）午後1時から同年5月1日（木）午後2時までとする。

(2) 参加本申込み

仮申込みを行った上で、秋田市ホームページから「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼誓約書」を印刷し、必要事項を記入し、および押印後、秋田市建設部道路維持課に提出すること。本申込期間は、令和7年4月14日（月）午後1時から同年5月1日（木）午後2時までとする。

4 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、秋田市が定めた入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金はクレジットカードによる納付とし、手続は売却システム上で行うものとする。

(3) 落札者が納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金へ全額充当する。

(4) 落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合、その落札を無効とし、入札保証金は返還しない。

(5) 落札者以外が納付した入札保証金は、入札終了後に全額返還する。

5 現地見学会

売却物品の見学を希望する者は、見学希望日の2日前までに秋田市建設部道路維持課ゆき対策担当に連絡すること。

(1) 開催日時

令和7年4月14日（月）から同月30日（水）の午前10時から午前11時まで

(2) 開催場所

秋田市寺内字蛭根85番地9（道路維持課整備棟敷地内）

6 入札に関する事項

(1) 入札者の条件

入札保証金の納付が完了した会員識別番号（ログインID）でのみ入札が可能である。

(2) 入札の方法

入札の方法は「入札形式」とし、入札は一度のみ可能である。入札者は、売却システム上で入札価格（消費税および地方消費税を含む。）を入力するものとし、一度行った入札は、入札参加者の都合による取消しや変更はできない。

(3) 入札期間

令和7年5月20日（火）午後1時から同月27日（火）午後1時まで

7 落札者の決定方法

入札期間終了後、秋田市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。

8 契約に関する事項

(1) 秋田市と落札者は、令和7年6月3日（火）午後5時までに契約を締結するものとする。

(2) 秋田市は、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わす。契約の際には秋田市から契約書を送付するので、次の書類を添付して秋田市が指定する契約締結期限までに提出すること。

ア 住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）の原本（発行から３か月以内のもの）

イ 必要事項を記入した「保管依頼書」

ウ 秋田市が契約書を送付する際に別途指示する必要書類

(3) 落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合は、売却の決定が取り消され、財産の所有権は落札者に移転しない。また、納付された入札保証金は返還しない。

(4) 契約締結後に発生した破損など秋田市の責に帰すことのできない損害の負担は落札者が負い、損害賠償や売払代金の減額を請求することはできない。

9 売払代金の納付

(1) 納付が必要となる売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額とする。

(2) 落札者は、納付期限までに秋田市が用意する納付書又は秋田市が指定する銀行口座への振込により、売払代金の残額を納付しなければならない。

(3) 納付期限は令和７年６月10日（火）午後２時30分とする。

10 売却物品の引渡し

(1) 引渡しの際は、必要事項を記入した「売買物件受領書」を提出すること。

(2) 引渡しに係る費用は、落札者が負担すること。

(3) 売却物品は、現況有姿により引き渡すものとする。

(4) 一度引き渡された物品は、いかなる理由であっても返品や交換はできない。

11 権利移転について

- (1) 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでの手续が必要である。
- (2) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人とすること。
- (3) 自動車に「秋田市」の他関連する仕様の表記がある場合は、その表記を消除し、消除したことが分かる写真を秋田市に送付すること。
- (4) 登録完了後は所有権が移転したことが分かる書類（車検証、登記識別情報通知書等）の写しを秋田市に提出すること。
- (5) 権利移転に伴う費用は落札者の負担とする。
- (6) 自動車取得税および自動車税は落札者が自ら申告し、および納税すること。

12 書類の提出先および連絡先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市建設部道路維持課ゆき対策担当

電話番号 018-888-5751（直通）

秋田市公告

市有財産の売払いについて次のとおり建物解体条件付市有地一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和7年4月16日

秋田市長 沼谷 純

1 物件の表示

物件番号1（旧山谷小学校）

所在地番	地目	面積	最低入札価格
秋田市太平山谷字中山谷143番1	学校用地	16,623.13㎡	－75,220,000円

解体撤去対象建物等

所在	種類	家屋番号	構造（建築年）	延床面積
秋田市太平山谷字中山谷143番地1	校舎	143番1	鉄筋コンクリート造 ルーフィングぶき 2階建（昭和57年）	1,481.87㎡
秋田市太平山谷字中山谷143番地1	体育館	143番1の2	鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板ぶき 平家建（昭和53年）	593.75㎡
秋田市太平山谷字中山谷143番地1	給食施設	143番1の3	鉄筋コンクリート造 ルーフィングぶき 平家建（昭和57年）	306.41㎡
付属建物等	プールおよび付属室、倉庫、ボンベ室、掲揚塔、屋外運動場倉庫等その他付帯する設備、備品、工作物等すべて			

その他詳細については、別紙「売払物件調書」（省略）のとおり

2 建物等の解体撤去

- (1) 解体撤去の対象となる建物等については、本契約締結日から令和8年3月19日までの間に、落札者の責任において解体撤去するものとし、

これに要する一切の費用は落札者の負担とする。

- (2) 市有財産売買契約の場合は引渡しの日から、土地譲渡仮契約の場合は土地譲渡契約の締結日から、それぞれ解体撤去完了の日までの間、建物等の管理責任は落札者にあるものとし、落札者は十分な注意をもって建物等の管理を行うものとする。
- (3) 落札者は、解体撤去が完了したときは、完了報告書を提出することとし、両者が立会いの上、解体撤去完了の確認を行うものとする。
- (4) 落札者は、建物等の解体撤去に伴い第三者から苦情等があったときは、責任をもって解決するとともに、第三者に損害を与えた場合は、その責めを負うものとする。
- (5) 落札者は、建物等の解体撤去および跡地の整地に伴い、官公署等との協議、届出等が必要なときは、落札者の責任において行い、これを適正に処理するものとする。
- (6) 解体の方法および解体に伴う処分に関しては、大気汚染防止法、廃棄物処理および清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、労働安全衛生法その他関係法令を遵守の上、適正な方法により解体作業を行うものとする。

3 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者で当該年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを

妨げた者

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

4 入札の場所および日時

(1) 場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市役所 6 階 会議室 6 - A

(2) 入札 令和 7 年 5 月 14 日 (水) 午前 10 時

(入札申込受付は午前 9 時から午前 9 時 50 分まで)

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

5 入札心得および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市総務部財産管理活用課

6 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、秋田市財務規則第 109 条により金 949,000 円を納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金の納付に充当することができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

(4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。

7 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2 以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2 人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札

(6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札

(8) 郵送による入札

(9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

8 契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、契約を締結しなければならない。ただし、零を下回る価格により落札した契約については、議会の議決に付すべき契約となるため、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に土地譲渡仮契約を締結し、議会の議決を得たときに土地譲渡契約に移行する。

9 契約保証金

秋田市財務規則第128条により金1,898,000円を納付すること。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。

10 現地説明

現地説明を希望する場合は、令和7年5月2日（金）まで、秋田市総務部財産管理活用課（電話 018-888-5439）に問い合わせること。

秋田市公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定に基づき、秋田市旭川筋土地改良区から変更認可申請のあった添川頭首工管理規程について、令和7年4月17日に認可したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおりその概要を公告する。

令和7年4月23日

秋田市長 沼 谷 純

1 趣旨

この規程は、秋田市旭川筋土地改良区が管理する添川頭首工について、水利使用規則（平成21年10月13日付け国東整水第88号）の定めるところにより、頭首工の管理に関し必要な事項を定めたものである。

2 管理責任者

頭首工の管理責任者は、秋田市旭川筋土地改良区理事長とし、次の責を負う。

- (1) 河川関係法令等、頭首工水利使用規則およびこの規程を遵守し、適正な水利使用に努めること。
- (2) 頭首工の管理方法は、河川関係法令を遵守し適正に行うこと。

3 管理主任者

- (1) 管理責任者は、頭首工の管理を適正に行うため、管理所に管理主任者を1名置く。
- (2) (1)の管理主任者は、職員を指揮監督してこの規程に定めるところにより、頭首工の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。
- (3) 管理主任者を定めたときは、河川管理者に届け出るものとする。

4 異例の処置

- (1) 管理主任者は、この規程に定めのない事項を処理しようとするときは、あらかじめ管理責任者の承認を得なければならない。ただし、異

常事態の発生により緊急に処理を要するものについては、この限りでない。

- (2) 管理主任者は、(1)のただし書きの場合は、事後速やかに管理責任者に報告するとともに、その後の措置について指示を受けなければならない。

5 頭首工の諸元

頭首工の諸元、その他頭首工の管理上、参考となる事項は次のとおりとする。

(1) 頭首工

ア 固定部

固定堰（天端標高） E L = 18.50m

イ 可動部

洪水吐きゲート（天端標高） 18.50m

土砂吐きゲート（天端標高） 18.50m

ウ ゲートの規模

洪水吐きゲート（幅25.75m×高さ1.50m）引上式

土砂吐きゲート（幅10.75m×高さ2.00m）引上式

取水ゲート（幅1.80m×高さ2.00m×2門）引上式

(2) 計画高水流量 $Q = 420 \text{ m}^3 / \text{s}$

(3) 計画高水位 E L = 19.50m

(4) 最大取水量 $Q = 1.203 \text{ m}^3 / \text{s}$

(5) 計画取水量（標高） E L = 18.40m

(6) 魚道放流量 $Q = 0.555 \text{ m}^3 / \text{s}$

6 洪水および洪水時

この規程において「洪水」とは、堰堤地点における河川水位標高が18.80m以上であることをいい「洪水時」とは、洪水が発生している時をいう。

7 洪水警戒時

この規程において「洪水警戒時」とは、秋田県沿岸地方を対象として大雨（洪水）警報が発令され、その他洪水が発生するおそれ大きいと

認められるに至った時から、これらの警報が解除され、また切り替えられ、かつ洪水の発生するおそれが少ないと認められるまでの間で、洪水時を除く間（取水期間に限る。以下同じ）をいう。

8 水位等の算定方法

頭首工地点の河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、左岸の擁壁に取り付けられた水位計の水位に基づいて算定する。

9 取水位および制限水位

- (1) 頭首工における取水は、常時計画取水位標高18.40mとする。
- (2) 管理主任者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水の取水を行い、かつ河川流量の恒常的な維持に努める。

10 水位の基準

頭首工の水位は、左岸擁壁に取り付けられた水位計の水位による。

11 河川流量

頭首工地点の河川流量とは、取水量と放流量の合算した流量とする。

12 取水

頭首工からの取水は、それぞれの期間において次に掲げる範囲内で気象、水象およびかんがいの状況を考慮しつつ、受益地の必要な水量を取水する。

期 間	5 月 1 日から 5 月 10 日まで	5 月 11 日から 8 月 31 日まで	9 月 1 日から 4 月 30 日まで
取水量	1.203m ³ /s	0.882m ³ /s	0.399m ³ /s

13 取水時のゲート操作

- (1) かんがい用水の取水を行うときは、頭首工の水位および取水量に応じて、洪水吐きゲートおよび取水ゲートの開度を調節して行う。
- (2) 洪水時における操作の方法は、次に掲げるときは速やかに取水の停止又は減量のための操作を行う。
 - ア 用水路からの溢水が予想されるとき。
 - イ 湛水被害が発生するおそれがあるとき。
 - ウ その他内水被害が発生するおそれがあるとき。

14 取水量の測定

(1) 取水量の測定は、取水水門の下流（幹線用水路の手形堰と穴堰）に設置された自己水位計の示度による。

(2) 管理責任者は、取水量の正確を期するために毎年 1 回、自己水位計地点の流量測定を行い、その結果に基づいて取水量測定表を補正する。

15 土砂吐きゲートの操作方法

土砂吐きゲートによる排砂は、次により行う。

(1) 堰地点の水位が標高18.80mを超えると予想される場合には、標高18.80mになった時点から洪水がピークを越えた後、標高18.80mに低下する間にゲート放流する。

(2) 堰その他の施設又は工作物点検整備のため、その他やむを得ない場合は、濁水による被害が発生しないよう十分な対応を行う。

(3) ゲートからの放水による下流の急激な水位上昇を防ぐため、ゲートを開く速度は1分間に0.3mの速度で行う。

16 頭首工からの放流

頭首工からの放流は、取水に必要な標高18.40mの水位を保ちながら13の規定に基づき行うものとする。なお、頭首工下流への維持流量 $0.55 \text{ m}^3/\text{s}$ は、魚道からの放流により行う。

17 放流の開始および放流量の増減の方法

頭首工からの放流は、下流の水位に急激な変動が生じないようにしなければならない。

ただし、流入量が急激に増加しているときは、流入量を考慮しながら放流を行うことができる。

18 放流の際の関係機関に対する通知

頭首工により貯留された流水を放流することにより、下流の水位に急激な変動を生ずると認められる場合においては、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、別表第1（省略）に掲げる関係機関に対し、その開始の少なくとも約1時間前に操作の日時、放流量および上昇する下流水位の見込み等を通知する。

19 放流の際の一般周知させるための措置

18の規定は、一般に周知させるための措置として、頭首工地点から約

1 km地点までの旭川の区間について、次の警告をしなければならない。

(1) 頭首工地点に設置された警告にあつては、頭首工放流の開始以前約10分前

(2) 頭首工地点以外の地点の警告にあつては、頭首工放流により当該地点における旭川の水位の上昇が開始されるとき以前約30分前

20 放流の安全の確認

洪水吐きゲート又は土砂吐きゲートを操作して頭首工ゲートからの放流量を増加させるときは、あらかじめ下流の安全を確認しなければならない。

21 頭首工の操作に関する記録の作成

頭首工のゲートを操作した場合においては、次の事項を記録しておくなければならない。

(1) 操作の理由

(2) 開閉したゲートの名称、その1回の開閉を含めた時刻およびこれを終えた時刻ならびにこれを終えたときにおけるその開度

(3) ゲート1回の開閉を始めた時ならびにこれを終えた時における頭首工の水位および放流量

(4) 18および19の規定による通知および警告の実施状況

(5) その他参考となるべき事項

22 点検および整備

管理主任者はゲートを操作するために必要な機械器具ならびに警報、通信連絡および観測に必要な設備ならびに管理のために必要な設備ならびにこれらの操作のために必要な資材ならびに良好な状態に保つための点検および整備を行わなければならない。

特に洪水又は暴風雨その他これに類する異常な現象でその影響が堰に及ぼす事案が発生したときは、その発生後速やかに堰の地点の点検を行い、堰に関する状態が早期に発見されるようにしなければならない。

23 監視

管理主任者は頭首工およびその周辺について常に監視を行い、その維持管理および保全に支障を及ぼす行為の取り締まりならびに危険防止に

努めなければならない。

24 洪水警戒体制

この規程において洪水警戒体制とは、次に該当する場合をいう。

- (1) 秋田地方気象台から関係地域に対し、降雨に関する注意報又は警報が発せられたときから、これらの注意報又は警報が切り替えられるまでの間
- (2) 頭首工の水位が標高18.80mを超えることが予想されるときから頭首工の水位が18.80m以下となり、再び増水するおそれがないと認められたときまでの間

25 洪水警戒体制時における措置

管理責任者は、24の規定により洪水警戒体制をとったときは職員を呼集してそれぞれの担当部署に配置し、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) ゲートおよびゲート操作に必要な機械機器の点検整備、予備電源設備の試運転その他頭首工の操作に関し必要な措置
- (2) 関係市町村、土地改良区その他関係機関との連絡ならびに気象および水象に関する観測ならびに情報の収集を密に行う。
- (3) 常に河川の流量および水位に注意し、15および16の規定による頭首工の操作の万全を期す。
- (4) 22の規定による頭首工の操作に関する記録の作成

ア 管理責任者は頭首工管理日誌を備え、次に掲げる事項について記録しなければならない。

- (ア) 気象
- (イ) 水象
- (ウ) 取水量
- (エ) 取水ゲートの操作の時刻および開度
- (オ) 点検および整備に関すること。
- (カ) その他、堰に関すること。

イ アに定める記録のうち、取水量については翌年の1月31日までに、東北地方整備局長に報告するものとする。

秋田市公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定に基づき、秋田市旭川筋土地改良区から認可申請のあった泉堰頭首工管理規程について、令和7年4月17日に認可したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおりその概要を公告する。

令和7年4月23日

秋田市長 沼 谷 純

1 趣旨

この規程は、秋田市旭川筋土地改良区が管理する泉堰頭首工について、土地改良施設の維持管理計画書第3条第2節に基づき、頭首工の管理に関し必要な事項を定めたものである。

2 管理者

頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、この規程の定めるところにより、頭首工を管理する。

3 異例の処置

(1) 管理者は、この規程に定めのない事項を処理しようとするときは、あらかじめ秋田市旭川筋土地改良区理事長（以下「理事長」という。）の承認を得なければならない。

ただし、異常事態の発生により緊急に処理を要するものについては、この限りではない。

(2) (1)のただし書きの場合は、事後速やかに管理者に報告するとともに、その後の措置について指示を受けなければならない。

4 取水

頭首工からの取水は、それぞれの期間において次に掲げる範囲内で気象、水象およびかんがいの状況を考慮しつつ、受益地の必要な水量を取水する。

期 間	5 月 1 日から 5 月 10 日まで	5 月 11 日から 8 月 31 日まで	9 月 1 日から 4 月 30 日まで
取水量	0.1168m ³ /s	0.0584m ³ /s	0.0292m ³ /s

5 取水時の水門の操作

(1) かんがい用水の取水を行うときは、頭首工の水位および取水量に応じて、水門の開度を調節して行う。

(2) 洪水時における操作の方法は、次に掲げるときは速やかに取水の停止又は減量のための操作を行う。

ア 用水路からの溢水が予想されるとき。

イ 湛水被害が発生するおそれがあるとき。

ウ その他内水被害が発生するおそれがあるとき。

6 点検および整備

管理者は管理のために必要な設備およびこれらの操作のために必要な資材を良好な状態に保つための点検および整備を行わなければならない。

特に洪水又は暴風雨その他これに類する異常な現象でその影響が堰に及ぼす事案が発生したときは、その発生後速やかに堰の地点の点検を行い、堰に関する状態が早期に発見されるようにしなければならない。

7 監視

管理者は頭首工およびその周辺について常に監視を行い、その維持管理および保全に支障を及ぼす行為の取締りならびに危険防止に努めなければならない。

8 洪水警戒体制

この規程において洪水警戒体制とは、次に該当する場合をいう。

秋田地方気象台から関係地域に対し、降雨に関する注意報又は警報が発せられたときから、これらの注意報又は警報が切り替えられるまでの間

9 洪水警戒体制時における措置

管理者は、8の規定により洪水警戒体制をとったときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 水門の点検整備に関し必要な措置
- (2) 関係市町村、土地改良区その他関係機関との連絡ならびに気象および水象に関する観測ならびに情報の収集を密に行う。
- (3) 常に河川の流量および水位に注意し、操作の万全を期す。

秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和7年4月25日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年4月25日

秋田市長 沼 谷 純

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。